

○中空知衛生施設組合火葬場予約システムに関する取扱要綱

令和3年8月18日

要 綱 第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、滝の川斎苑（以下「火葬場」という。）の使用に係る予約等を行う中空知衛生施設組合火葬場予約システム（以下「システム」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用者 システムを使用する葬儀取扱事業者をいう。
- (2) システム使用責任者 システムを使用する葬儀取扱事業者の使用責任者をいう。
- (3) ユーザー I D 使用者に対し中空知衛生施設組合（以下「組合」という。）が交付する接続用の符号をいう。
- (4) パスワード 接続に伴い必要な暗証番号をいう。

(使用者の登録申請)

第3条 システムの使用を希望する者（中空知衛生施設組合同約（昭和44年地方第1185号指令）第3条に規定する「火葬場施設の設置及び運営に関する事務」の対象となる市町において本店、支店又は営業所等を有する者に限る。）は、中空知衛生施設組合火葬場予約システム使用者登録申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に法人の登記事項証明書の写し又は個人事業の開業・廃業等届出書の写しなど業務の概要が分かる書類及び組合長が必要と認める書類を添付して中空知衛生施設組合長（以下「組合長」という。）に提出しなければならない。

(使用者の登録)

第3条の2 組合長は、前条において提出された申請書の内容が適当と認めるときは、使用者の登録を行うとともに、当該申請者に中空知衛生施設組合火葬場予約システム使用者登録決定通知書（様式第1号の2）にてユーザー I Dとパスワードを交付するものとする。

(使用中止及び登録取消し)

第4条 組合長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を中止し、又は登録を取り消すことができる。

- (1) システムの使用に関し、この要綱に違反したとき。
- (2) 必要以上に予約の登録、取消しを行ったとき。
- (3) 故意に正常なシステムの運用を妨害したとき。
- (4) システムの使用が、長期間ないと認めたとき。
- (5) その他システムの管理上支障があると認めたとき。

(システムの使用料)

第5条 システムを使用し、火葬場の予約等を行う費用は無償とする。ただし、接続するために必要な機器及び通信にかかる費用は、使用者の負担とする。

(システム使用責任者の設置)

第6条 使用者は、システムを使用するにあたりシステム使用責任者を設置しなければならない。

2 システム使用責任者は、組合との連絡、調整等を担うものとする。

(使用者の義務)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この要綱を遵守し、責任と自覚をもってシステムを使用すること。
- (2) 予約は、1体につき1件とし、死亡の事実が発生してから使用すること。
- (3) 使用中に不具合が発生した場合は、組合に報告すること。
- (4) その他、システムの使用に関し、不正又は不誠実な行為を行わないこと。

(転貸等の禁止)

第8条 使用者は、システムを使用する権利を他の者に転貸し、又は譲渡してはならない。

(ユーザーID及びパスワードの管理)

第9条 使用者は、ユーザーID及びパスワードは、責任を持って管理し、他の者に遺漏してはならない。

(使用者登録の変更)

第10条 使用者は、使用者登録の内容(商号又は名称、所在地、代表者氏名)に変更があった場合は、直ちに組合長に中空知衛生施設組合火葬場予約システム使用者登録内容変更届(別記様式第2号)により届け出なければならない。ただし、パスワードを変更しようとする場合は、この限りでない。

(使用者登録の廃止)

第11条 使用者は、使用者登録を廃止するときは、直ちに組合長に中空知衛生施設組合火葬場予約システム使用者登録廃止届(別記様式第3号)により廃止の届出を行うものとする。

(システムの変更等)

第12条 組合長は、システムの正常な機能を維持するために仕様を変更し、又は一時的に運用を停止することができる。

2 組合長は、前項の場合、事前にメール又は文書にて使用者に通知するものとする。ただし、軽微な仕様の変更、又は短時間の運用の停止に該当すると組合長が認める場合においては、この限りでない。

(障害の発生)

第13条 組合長は、システムに重大な障害が発生した場合は、使用者に障害が復旧するまでの予約受付方法等についてメール又は文書により通知するものとする。

2 組合長は、システムに障害が発生したことにより使用者に損害が出た場合においてその賠償は行わない。

(損害賠償)

第14条 組合長は、使用者が故意、又はシステムの正規な使用方法に従わず、システム及びデータを消去、破損させたときは、その損害の賠償を求めることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、システムの取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和 5 年10月25日要綱第 3 号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに、現に提出されている申請書については、第 3 条の規定により提出された書類とみなす。

附 則（令和 7 年 7 月10日要綱第 4 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

年 月 日

中空知衛生施設組合火葬場予約システム使用者登録申請書

中空知衛生施設組合長 様

申請者 所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

中空知衛生施設組合火葬場予約システムに関する取扱要綱に基づき、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

フリガナ			
商号又は名称			
フリガナ		フリガナ	
代表者役職及び氏名		システム 使用責任者氏名	
所在地	〒		
電話番号			
メールアドレス			

同意事項	私は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、中空知火葬場設置管理条例（昭和50年中空知衛生施設組合条例第4号）、中空知火葬場設置管理条例施行規則（昭和51年中空知衛生施設組合規則第2号）及び中空知衛生施設組合火葬場予約システムに関する取扱要綱を遵守します。 私及び役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当しません。また、私及び役員等が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しません。
------	---

- ※1 支店、営業所がある場合は、支店、営業所ごとに申請可能です。
- ※2 申請者が法人の葬祭業者の場合は、申請者欄に必ず社印を押してください。
- ※3 メールアドレスには、システム関係の連絡等に使用しますので、パソコン又は携帯電話等のメールアドレスを記入してください。

様

中空知衛生施設組合
組合長



中空知衛生施設組合火葬場予約システム使用者登録決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった、火葬場予約システムの使用者登録については、中空知衛生施設組合火葬場予約システムに関する取扱要綱第3条の2の規定に基づき次のとおり決定したので、通知する。

記

1 システムのURL

<https://yoyaku-ta.tish-cloud.com/>

2 ユーザーID及びパスワード等

ユーザーID	パスワード	ユーザー名

3 利用できる証明書の配分数 3個

4 証明書のインストール手順について

別紙「クライアント証明書手順」のとおり

※ その他ご不明な点等がありましたら、中空知衛生施設組合事務局（電話：0125-75-3800）までお問い合わせください。

年 月 日

中空知衛生施設組合火葬場予約システム使用者登録内容変更届

中空知衛生施設組合長 様

申請者 所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

中空知衛生施設組合火葬場予約システムに使用者登録した内容に変更が生じたので、届け出ます。

フリガナ			
商号又は名称			
フリガナ		フリガナ	
代表者役職及び氏名		システム 使用責任者氏名	
所在地	〒		
電話番号			
メールアドレス			
変更の理由			

※1 登記事項証明書又は変更事項がわかる書類を添付してください。ただし、電話番号及びメールアドレスの変更の場合は不要です。

※2 法人の葬祭業者の場合は、申請者欄に必ず社印を押してください。

年 月 日

中空知衛生施設組合火葬場予約システム使用者登録廃止届

中空知衛生施設組合長 様

申請者 所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

中空知衛生施設組合火葬場予約システムの利用者登録を廃止したいので届け出ます。

フリガナ			
商号又は名称			
フリガナ		フリガナ	
代表者役職及び氏名		システム 使用責任者氏名	
所在地	〒		
電話番号			
メールアドレス			
廃止の理由			

※ 法人の葬祭業者の場合は、申請者欄に必ず社印を押してください。